

就業規則

新	旧
<p>(管理監督者)</p> <p>第5条 管理監督者の地位にある者とは、次に掲げる者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 施設長(2) 施設長補佐(3) 事務長(4) 主任生活相談員 <p>2 管理監督者については、第4章で定める勤務時間、休憩及び休日に関する規程は適用しない。</p>	<p>(管理監督者)</p> <p>第5条 管理監督者の地位にある者とは、次に掲げる者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 施設長(2) 施設長補佐(3) 事務長(4) 主任生活相談員(5) 理事長が特に定めるもの

給与規程

新			旧		
(給与の支払日) 第7条 給与は毎月18日に支給する。ただし、当日が休日または金融機関が休業の場合には、 これらの日の前日とする。			第7条 給与は毎月18日に支給する。ただし、当日が休日または金融機関が休業の場合には、 これらの日の前日とする。		
(手当の種類及び額等) 第17条			(手当の種類及び額等) 第17条		
超過勤務手当	支給額は勤務1時間当たりの給与額に(計算方法は右欄による。以下同じ)に100分の125、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150を乗じて得た額とする。 1ヶ月の超過勤務時間が60時間を超えた場合は、100分の150を乗じた額とする。	正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対し当該勤務について支給する。勤務1時間あたりの給与額は、本俸の月額及びこれに対する役職手当(管理監督者を除く)、職務手当の月額と処遇改善金支給額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定労働時間合計で除して得た額とする。 1ヵ月間の合計時間数の端数が30分以上の場合は1時間への切り上げを行い支給する。30分未満の場合は切り捨てを行い支給する。	超過勤務手当	支給額は勤務1時間当たりの給与額に(計算方法は右欄による。以下同じ)に100分の125、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150を乗じて得た額とする。 1ヶ月の超過勤務時間が60時間を超えた場合は、100分の150を乗じた額とする。	正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対し当該勤務について支給する。勤務1時間あたりの給与額は、本俸の月額及びこれに対する役職手当(管理監督者を除く)、職務手当の月額と処遇改善金支給額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定労働時間合計で除して得た額とする。
法定休日勤務手当	法定休日に勤務させた場合は、 100分の135を乗じた額とする。				